

久喜市立小・中学校職員服務規程等の一部を改正する訓令

(久喜市立小・中学校職員服務規程の一部改正)

第1条 久喜市立小・中学校職員服務規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程

第1条中「久喜市立小・中学校管理規則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則」に改める。

第2条中「久喜市立小・中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第22条の5第1項及び第22条の6第1項中「提出することができる」を「提出しなければならない」に改める。

(久喜市立小・中学校におけるセクシャル・ハラスメント防止等に関する規程の一部改正)

第2条 久喜市立小・中学校におけるセクシャル・ハラスメント防止等に関する規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校におけるセクシャル・ハラスメント防止等に関する規程

第2条第1号中「久喜市立小・中学校職員服務規程」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程」に改める。

(久喜市立学校備品管理規程の一部改正)

第3条 久喜市立学校備品管理規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市立小・中学校管理規則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則」に、「久喜市立小学校及び中学校」を「久喜市立小学

校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(久喜市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する規程の一部改正)

第4条 久喜市立小・中学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する規程（平成23年久喜市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する規程

(久喜市任期付市費負担教職員服務規程の一部改正)

第5条 久喜市任期付市費負担教職員服務規程（平成25年久喜市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「久喜市立小・中学校管理規則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則」に改める。

第6条中「久喜市立小・中学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱」に改める。

第8条中「（平成22年久喜市規則第8号）」を「（令和6年久喜市規則第15号）」に改める。

(久喜市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程の一部改正)

第6条 久喜市立小・中学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程（平成29年久喜市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する規程

(久喜市共同学校事務室運営規程の一部改正)

第7条 久喜市共同学校事務室運営規程（令和2年久喜市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鷺宮中学校・鷺宮西中学校区共同学校事務室の項中「上内小学校」を削る。

第8条 久喜市共同学校事務室運営規程の一部を次のように改正する。

第1条中「久喜市立小・中学校管理規則」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則」に改める。

第2条第1項中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第5条第2項中「久喜市立小・中学校」を「久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表第1中「構成する小学校及び中学校」を「構成する小学校、中学校及び義務教育学校」に、

「

鷺宮中学校・鷺宮西中学校区共同 学校事務室	鷺宮小学校 砂原小学校 鷺宮中学校 鷺宮西中学校
--------------------------	-----------------------------------

」

を

「

鷺宮中学校・鷺宮西小中学校区共 同学校事務室	砂原小学校 鷺宮中学校 鷺宮西小中学校
---------------------------	---------------------------

」

に改める。

(久喜市公民館事業運営委員の勤務条件等に関する規程の一部改正)

第9条 久喜市公民館事業運営委員の勤務条件等に関する規程（令和5年久喜市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表鷺宮地区の項中「小学校」の次に「及び義務教育学校」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中久喜市立小・中学校職員服務規程第22条の5第1項及び第22条の6第1項の改正規定並びに第5条中久喜市任期付市費負担教職員服務規程第8条の改正規定 公布の日

(2) 第7条の改正規定 令和7年5月1日

(久喜市立小・中学校職員服務規程の一部改正に伴う経過措置)

2 この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前の久喜市立小・中学校職員服務規程の規定によりなされた承認その他の行為は、この訓令による改正後の久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校職員服務規程の相当規定によりなされたものとみなす。